商品の引渡時期（権利の移転時期、役務の提供時期）

Q9 引渡時期については、どのように表示すればよいですか。

A9 引渡時期は、期間又は期限として明確に表示する必要があります。例えば、「○日以内」、「○月○日まで」というように表示してください。「直ちに」や「即時」など、速やかに引き渡すことを意味する表現も、消費者の元へ商品が届く時期は明らかになっていると考えられるので、引渡時期の表示として可能です。

Q10 「在庫のあるもの即日発送、予約は入荷次第」という記載があった場合には、引渡時期についての表示があると考えてよいでしょうか。

A10 商品の引渡時期は、期間又は期限として表示することとされており、「入荷次第」という文言では時期を示したことにはなりません。これは、消費者が申し込んだ後、いつ商品を受領するか分からないと、消費者が不安定な状態に置かれることとなるためです。「○日以内」、「○月○日まで」という具体的な表示が必要です。

Q11 「入金確認後発送します」という表示は、支払時期、商品の引渡時期を表示しているといえますか。

A11 代金の支払時期については、前払いであることが推測できますが、商品の引渡時期については、期間又は期限として表示することが必要であり、「入金確認後発送します」と表示しているのみでは、引渡時期を明示しているとはいえません。「入金確認後、直ちにお届け」という表示の場合には、商品の引渡時期が表示されているものといえます。